

2022年7月22日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都中央区京橋三丁目1番1号
株式会社ブリヂストン
代表執行役 石橋 秀一

東京都中央区日本橋二丁目7番1号
ブリヂストン化成株式会社
代表取締役 山口 憲幸

株式会社ブリヂストン（以下、「吸収分割会社」といいます。）及びブリヂストン化成株式会社（以下、「吸収分割承継会社」といいます。）は、両社の間で2022年6月8日に締結した吸収分割契約（以下、「本件分割契約」といいます。）に基づき、2022年7月22日を効力発生日として、吸収分割会社から吸収分割承継会社に、吸収分割会社の車両用シートパッドの研究・開発・製造・販売事業、ウレタンフォームをはじめとした高機能素材製品の研究・開発・製造・販売事業、並びにプリンタ本体及び消耗品（カートリッジ）向け部品の研究・開発・製造・販売事業に関する権利義務を承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
2022年7月22日
2. 吸収分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2の規定（吸収分割の差止請求）による手続の経過
本件分割は、会社法第784条第2項の規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、同法第784条の2但書の規定により、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第785条の規定（反対株主の株式買取請求）による手続の経過
本件分割は、会社法第784条第2項の規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、吸収分割会社に対して株式の買取り請求を行うことができる株主はいませんでした。

- (3) 会社法第 787 条の規定（新株予約権買取請求）による手続の経過
吸収分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
- (4) 会社法第 789 条の規定（債権者の異議）による手続の経過
吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2022 年 6 月 15 日付の官報及び電子公告により、吸収分割をする旨、吸収分割承継会社の商号及び住所、吸収分割会社及び吸収分割承継会社の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を公告いたしました。所定の期間内に同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。
3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）
- (1) 会社法第 796 条の 2 の規定（吸収分割の差止請求）による手続の経過
吸収分割承継会社の株主は吸収分割会社のみであり、吸収分割承継会社に対して、会社法第 796 条の 2 に基づき本件分割の差止請求を行った株主はありませんでした。
- (2) 会社法第 797 条の規定（反対株主の株式買取請求）による手続の経過
吸収分割会社は、吸収分割承継会社の完全親会社であり、かつ、特別支配株主であることから、会社法第 797 条第 3 項の規定による手続は行っておりません。
- (3) 会社法第 799 条の規定（債権者の異議）による手続の経過
吸収分割承継会社は、会社法第 799 条の規定により、債権者に対し、2022 年 6 月 15 日付の官報及び日刊工業新聞により、吸収分割をする旨、吸収分割会社の商号及び住所、吸収分割会社及び吸収分割承継会社の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べる旨を公告をいたしました。所定の期間内に同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）
吸収分割承継会社は、本件分割の効力発生日である 2022 年 7 月 22 日をもって、吸収分割会社から、本件分割契約に従い、本件分割契約の承継対象不動産に記載された資産を承継しました。また、本件分割に際して吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した資産及び負債の額は、以下のとおりです。
承継した資産の額： 金約 645 百万円（概算値）
承継した負債の額： 金 0 円
5. 会社法第 923 条の変更の登記（吸収分割の登記）をした日（会社法施行規則第 189 条第

5号)

2022年7月22日に登記を申請する予定です。

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

(1) 略式吸収分割

吸収分割承継会社は、会社法第796条第1項本文の規定に基づき、本件分割契約について同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本件分割を行いました。

(2) 簡易吸収分割

吸収分割会社は、会社法第784条第2項の規定に基づき、本件分割に係る本件分割契約について同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本件分割を行いました。

(3) 本件分割における割当ての内容

吸収分割会社は、本件分割効力発生時点において、吸収分割承継会社の全発行済株式を保有していたため、吸収分割承継会社は、本件分割に際して株式、金銭その他の財産を交付しておりません。

(4) 吸収分割承継会社における資本金及び準備金の変動

本件分割によって吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額は変動しておりません。

以上